

【 v 虐待防止対策室関係】

○ 児童虐待防止対策について

(1) 子ども虐待による死亡事例等の検証について

昨年7月に厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」（以下「第9次報告」という。）が取りまとめられ、地方公共団体に対しては、

- [1]虐待の発生及び深刻化予防
- [2]虐待の早期の適切な対応と支援の充実
- [3]検証の実施と活用による再発防止

について提言がなされたところである。

これを受けて、厚生労働省から『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）』を踏まえた対応について」（平成25年7月25日付雇児総発0725第1号、雇児母発0725第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）をお示ししたところである。

改めて通知で示した内容にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き対応をお願いする。

また、第9次報告については、児童福祉司や市町村職員等の研修に用いるなど、現場で対応する職員へ確実に周知し、虐待による死亡事例の再発防止にご活用いただくようお願いする。

（関連資料1、2参照）

(2) 養育支援を特に必要とする家庭の把握や支援について

- ① 乳幼児健康診査等を受けていない家庭や居住実態が把握できない家庭への対応について

今年度に入っても依然として児童虐待による死亡事例は発生しているが、事例の中には、

- ・ 乳幼児健康診査や就学時健康診断の未受診
- ・ 住民基本台帳に登録されている地方公共団体に居住実態がなく、本児の家庭及び本児の状況把握が困難

などの特徴がある事例も見受けられる。

これらの特徴を有する家庭は、虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられるということは、これまでも通知等で示しているが、未だこのような事例が後を絶たない。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月

30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)や「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付雇児総発0611第1号、雇児母発0611第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)のほか、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)』を踏まえた対応について」(平成25年7月25日付雇児総発0725第1号、雇児母発0725第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)により留意点等を示していることから、改めて通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、児童虐待の発生予防に係る取組に徹底を期されるようお願いしたい。併せて、管内市町村に対する周知徹底、関係部署、関係機関等との連携の強化をお願いする。

(関連資料3、4参照)

② 妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防について

生後間もない子どもを始めとした乳幼児期の子どもが虐待死事例の多くを占めている。乳幼児期における虐待リスクへの対応については、妊娠・出産・育児まで、関係機関で連携し、必要な支援を継続的に行うことが重要であり、従来より、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知)により、その取組の推進をお願いしているところである。

これらの通知発出後の地方公共団体における取組状況については、「平成23年度母子保健事業の実施状況」(平成25年3月28日付雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡)において、妊娠期からの虐待防止対策実施状況として取りまとめている。(東日本大震災の影響により回答の無かった5市町村を除く、全国1,737市町村(特別区を含む、以下同じ。)の回答結果を抜粋したもの。)

- ・ 妊娠等について相談できる窓口の周知を行っている
…1,623市町村(93.4%)
- ・ 妊娠期からの養育支援を必要とする家庭を把握した際には、医療機関と相互に情報共有を図っている
…1,565市町村(90.1%)

- ・ 医療機関から市町村に養育支援が必要な家庭の情報提供があった場合、妊産婦や新生児の訪問指導等により対応している
…1,724市町村（99.3%）
- ・ 乳幼児健康診査の未受診や訪問指導の拒否の際には、児童福祉担当部署等に連絡し連携して子どもの安全確認をしている
…1,529市町村（88.0%）
- ・ 母子健康手帳交付時や妊産婦訪問指導等で特に必要であると判断される場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行っている（体制が整備されている）
…1,498市町村（86.2%）
- ・ 虐待防止体制として、児童福祉部署の担当者や医療機関等との連携体制を整備している
…1,617市町村（93.1%）

上記いずれの取組についても、大半の市町村において実施しているが、取組が不十分な地方公共団体におかれては、実効性のある連携のあり方や実施方法についてご検討の上、積極的に取り組まれるようお願いする。

（関連資料5参照）

③ 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

今年度において、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が相次いで発生している状況であり、改めて家庭復帰の際の対応の徹底をお願いしたい。

家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施については、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年6月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添）により、留意点等を示しているところであり、本ガイドラインを踏まえた対応の徹底を改めてお願いする。

施設等から家庭復帰した事例については、児童相談所において児童の安全確認や対応状況等の再確認を行い、事例を引き継いだ市町村とも緊密に連携した対応をお願いする。

（3）居住実態が把握できない児童に関する調査について

① 調査の実施について

「居住実態が把握できない児童」については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第1号・雇児母発1130第1号、雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）によりその対応をお願いしているところであるが、

今般、本通知の発出後1年余りが経過したところであり、現時点の各地方公共団体における「居住実態が把握できない児童」への対応等についての調査を実施することとしたので、ご協力をお願いしたい。

なお、調査結果については、取りまとめ次第、公表の予定であることを申し添える。

② 調査の概要について

本調査では、「居住実態が把握できない児童」についての現状把握のための調査（調査1）と、「居住実態が把握できない児童」への対応についての調査（調査2）の2種類の調査を行う予定である。

なお、調査2では、各地方公共団体における先進的な取組や好事例の収集を併せて行う予定である。

※ 居住実態が把握できない児童の定義

住民票に記載された住所地に居住しておらず、関係機関による目視による現認ができない児童（家族には会えるが、子どもには会えず、目視による適切な安全確認ができない児童も対象とする）

ア 「居住実態が把握できない児童」についての現状把握調査（調査1）について

(ア) 調査票の発出時期

平成26年3月末（予定）

(イ) 基準日

平成26年1月1日

(ウ) 対象児童

基準日時点で「居住実態が把握できない児童」

なお、過去に居住実態が把握できないことが明らかになった児童のうち、基準日時点の年齢が満18歳に到達している者を除く。

(エ) 主な調査内容

対象児童の年齢別人数、「居住実態が把握できない児童」を把握した部署、当該部署が行った調査、情報共有した部署等についての調査

(オ) 提出期限

平成26年5月末を予定

イ 「居住実態が把握できない児童」への対応等についての調査（調査2）について

(ア) 調査票の発出時期

平成26年3月末（予定）

(イ) 基準日

平成26年4月1日

(ウ) 対象児童

平成26年1月1日～同年3月31日までの間に「居住実態が把握できない児童」となった者のうち、平成26年4月1日時点でもなお、「居住実態が把握できない児童」となっている児童。
なお、基準日時点の年齢が満18歳に到達している者を除く。

(エ) 主な内容

- ・ 対象児童の年齢別人数、対象児童について平成26年4月1日～9月30日までの間に行った対応（調査や情報共有など）や、その結果、居住実態が明らかになった児童数等
- ・ 各地方公共団体における先進的な取組や好事例

(オ) 提出期限

平成26年10月末日（予定）

（関連資料3、4参照）

（4）平成26年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

① 保育緊急確保事業（内閣府所管）について

現在、安心こども基金の対象事業として実施している児童虐待防止対策関係事業については、平成26年度は内閣府所管の保育緊急確保事業として実施できるよう、所要額を平成26年度予算案に計上している。

【内閣府所管の保育緊急確保事業として予算案に計上している主な児童虐待防止対策関連事業】

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るためのコーディネーター等の専門性強化を図るための取組や、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

※ 補助率（上記事業）：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

② 安心こども基金で実施してきた「児童虐待防止対策緊急強化事業」について

「児童虐待防止対策緊急強化事業」については、平成24年度補正予算における安心こども基金の積み増し・延長の際に、地方公共団体からの要望等を踏まえ、当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業と基金事業として緊急に時限的に実施していく性格の事業の整理を行った結果、

- ・児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善
- ・児童虐待防止緊急対応強化の取組

については、平成25年度も安心こども基金で実施してきたところである。

両事業については、平成22年度補正予算により事業化し、緊急的、時限的な事業として実施してきたところであるが、一定期間の実施により、概ね事業目的を達したものと判断し、来年度以降については積み増し・延長の措置を行わなかったところである。

なお、26年度予算案の児童虐待・DV対策等総合支援事業については、都道府県による市町村への支援・連携強化と児童相談所等の体制強化を図る観点から事業の充実を図りつつ、必要な予算を計上しているところであるが、これまで、安心こども基金で対象としてきた「地域における児童虐待防止の対応を緊急に強化するための創意工夫に満ちた取組（児童虐待防止緊急対応強化の取組）」のうち、要綱で定める取組については、引き続き、児童虐待・DV対策等総合支援事業において支援できるよう措置したいと考えている。

（関連資料 6 参照）

（5）児童相談所の体制強化等について

① 児童福祉司の配置等について

ア 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加を続けており、平成24年度は66,701件と過去最高となっている。また、厚生労働省が把握した平成23年度における児童虐待による死亡事例は85事例、99人となっており、引き続き対応体制の強化等を図っていく必要がある。

（関連資料 7 参照）

イ 児童虐待への対応の中心となる児童福祉司の配置については、平成25年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり35人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成

26年度の地方財政措置においては、児童福祉司1名の増員が予定されている。

(関連資料8参照)

地域によっては、平成25年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口4.9万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。加えて、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の配置についてもご配慮いただくようお願いする。

(関連資料9参照)

また、児童福祉司の増員のほか、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、児童の安全確認等のための体制強化事業等について、予算案に所要の予算を計上している。こうした事業を活用し、児童相談所の体制強化に努めていただきたい。

② 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所運営指針については、平成25年12月27日付けで、家事事件手続法の施行に伴う関係条項の改正、転居に伴う他の児童相談所へのケース移管及び情報提供についての記述の追加、児童記録票を長期保存する場合の例示として養子縁組等の場合を記載する等の改正を行ったところである。

改正内容についてご了知頂くとともに、引き続き児童相談所の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に努められるようお願いする。

(6) 市町村における虐待防止対策の推進について

① 市町村の児童家庭相談体制強化

市町村の児童家庭相談窓口に従事する職員は、平成24年4月1日時点で8,281名であった。そのうち一定の専門資格を有する職員は5,384名（65.0%）であった。このように市町村の担当職員の配置について充実が図られてきているが、引き続き、業務量に見合った人員配置を進めていただくとともに、職員の専門性確保のため、児童相談所等による市町村職員向けの研修を開催するなど、都道府県による積極的な支援をお願いする。

② 要保護児童対策地域協議会の機能強化等

要保護児童対策地域協議会については、平成24年4月1日現在で99.7%の市町村が設置しており、ほぼすべての市町村で設置されている

状況であるが、その積極的な活用や機能強化には課題がある。

例えば、厚生労働省が実施した「平成24年度市区町村児童家庭相談業務の実施状況等の調査」（以下「市町村調査」という。）の結果によれば、要保護児童対策地域協議会におけるケースの進行管理台帳の作成状況（平成24年4月1日現在）について、「作成していない」とした市町村の割合が23.6%となっていた。「作成していない」とした市町村の中には、要保護児童等のケースがない市町村も含まれると思料されるが、進行管理台帳はケースが対応機関の狭間に置かれたり、対応の遅れを招くことのないように進捗を管理するために作成するものであるとの認識を持つことが必要である。都道府県においては、管内市町村における要保護児童対策地域協議会の運営状況を把握していただき、体制整備や機能強化について取組をお願いする。

また、市町村調査によれば、要保護児童対策地域協議会の調整機関の担当職員は、全国で6,077名の配置であった。そのうち、一定の専門資格を有する者は3,460名（56.9%）であった。一定の専門資格を有する者を配置している市町村の割合は69.2%となっている。児童家庭相談担当職員の状況と同様、要保護児童対策地域協議会の調整機関においても職員体制の充実が図られてきているが、引き続き、業務量に見合った人員配置、職員の専門性確保などについて、都道府県からの働きかけや支援をお願いする。

（関連資料10、11参照）

なお、一昨年12月に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している地方公共団体の事例について、「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」として取りまとめ、各地方公共団体に対して情報提供している。本事例集を参考とするとともに、前述の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（保育緊急確保事業（内閣府所管））の積極的な活用により、機能強化の取組を推進していただくよう、市町村に対する働きかけをお願いする。

③ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進

平成24年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業については94.1%の市町村で、養育支援訪問事業については67.3%の市町村で取り組んでいた。

市町村調査では、乳児家庭全戸訪問事業で平成23年度に訪問した家庭のうち11.1%が何らかの支援が必要とされた家庭であった。これらの家庭に対し、養育支援訪問事業等の実施など適切な支援につないでいただいているところであるが、訪問できなかった家庭に対し何らかの「状況把握をしていない」市町村の割合が2.9%であった。乳児家庭

全戸訪問事業は、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業などの子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であるため、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に示したように、訪問できなかつた家庭に対し、訪問できなかつた理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげていただくよう市町村に対する働きかけをお願いする。

厚生労働省としては、両事業の実施方法として、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付雇児発第0316001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や、地方公共団体の工夫した取組などを「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」として取りまとめているので、市町村への助言等において活用されるようお願いします。

（関連資料12、13参照）

（7）児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員の研修については、地方公共団体の児童家庭福祉を担う人材養成の柱であり、各地方公共団体における主体的な取組が期待される。

都道府県による市町村職員向けの研修については、多くの都道府県で取り組んでいただいているところであるが、引き続き、管内市町村の対応体制や課題等を踏まえた適切な研修プログラムにより、効果的な研修の実施について取組をお願いします。

より専門性が求められる児童相談所職員に対する研修については、各都道府県において、職員の経験年数等に応じた体系的な研修の実施を推進していただくとともに、子どもの虹情報研修センターなど、国の関係機関が実施する専門的な研修への積極的な受講をお願いします。

（関連資料14参照）

平成26年度予算案においては、児童虐待・DV対策総合支援事業（統合補助金）に市町村職員も対象とした児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等のメニューを設けている。また、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」では、要保護児童対策地域協議会調整機関職員や構成員の専門性強化等のための研修の実施が可能である。これらの事業も活用いただくと

ともに、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成24年2月23日付雇児総発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考の上、引き続き、対応職員の資質向上に向けた積極的な取組をお願いする。

（8）児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

① 児童虐待防止推進月間・フォーラムの開催

厚生労働省では、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止の広報啓発資料として、ポスター、リーフレット及び児童相談所共通ダイヤル紹介のしおりを作成し、配布を行ったところである。これらの啓発媒体は、厚生労働省ホームページでダウンロード可能であり、各地方公共団体で作成する啓発物等に引き続きご活用いただきたい。

なお、厚生労働省が毎年11月に開催している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」について、今回は平成26年11月24日（月・祝）に和歌山県和歌山市で開催する予定である。内容の詳細については追って連絡させていただく。

② DVD赤ちゃんが泣きやまない予防啓発・評価事業

児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome。以下「SBS」という。）の発生予防及び乳児の泣きに関する啓発のためのDVDを作成し、全国の地方公共団体等へ配布したところである。

本DVDは、SBSを引き起こす激しい揺さぶりの引き金となる乳幼児の泣きへの対処法などを解説する内容となっており、以下の3部構成になっている。

- ・ 赤ちゃんの泣きの特徴の理解
- ・ 泣きやませようと揺さぶった場合の影響
- ・ 赤ちゃんの泣きへの対処法の紹介

今後も妊娠期の父母や乳児を抱える養育者の集まる場（妊娠期の両親学級、出産、産褥入院中に行われる保健指導、生後1～6か月の乳幼児健康診査）や家庭訪問などの機会を利用して積極的に活用していただきたい。

（関連資料15参照）

③ 児童ポルノ排除の取組

性的虐待のひとつとなる児童ポルノの排除については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）

に基づき、関係府省庁で各種取組を推進しており、厚生労働省においても、児童虐待防止推進月間に広報ポスター等を地方公共団体等に配布するなどの広報・啓発活動を行っている。

なお、関係府省庁のホームページにて広報・啓発の取組を行っているので、併せて参考にしていただきたい。

(内閣府ホームページ「児童ポルノ排除総合対策」)

<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/index.html>

(警察庁ホームページ「No!! 児童ポルノ」)

http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/index.html

④ 過去に発出した通知等のHP掲載と活用をお願い

厚生労働省のホームページに児童虐待に関する通知等を掲載した。執務の参考としていただくとともに、児童虐待防止対策に携わる関係部署や関係機関、関係団体等への積極的な周知をお願いしたい。

(厚生労働省ホームページ「児童虐待に関する法令・指針等一覧」)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html

⑤ 児童相談所全国共通ダイヤルについて

児童相談所全国共通ダイヤルは、子育てに悩んだ時や児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時に電話する番号を全国共通とすることで、相談しやすい環境を整備することを目的としたものである。共通ダイヤルの入電数は、毎年、児童虐待防止推進月間である11月に増加する傾向にあるが、その他の月においても活用されるよう一層の広報をお願いしたい。

なお、従来、共通ダイヤルにつながらなかったPHSについては、平成26年2月13日よりつながることとなったので、広報に当たっては御留意頂きたい。

(関連資料16、17参照)

[虐待防止対策室：関連資料]

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）

課題と提言

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化予防
- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
 - 妊娠・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
 - 養育支援を必要とする家庭の妊娠からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備
- ※ 妊婦健康診査を受けていない妊婦の把握、通常の相談業務等を通じた家庭状況の把握等
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
 - 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
 - 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
 - 若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発
 - 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進

- 2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実
- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
 - 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
 - 管轄が違ふ地域の関係機関の連携・協働
 - 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施
 - 措置解除時の関係機関による支援体制の確保
 - 要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化
- 3 検証の実施と活用による再発防止
- 地方公共団体における検証の対象範囲の拡大
 - 児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施
 - 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力の促進
 - 検証報告の積極的な活用

国への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化予防
- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
 - 妊娠・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関（母子保健担当部署）と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実
 - 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
 - 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
 - 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
 - 若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発

- 2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実
- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
 - 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
 - 管轄が違ふ地域の関係機関の連携・協働
 - 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施
 - 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進
- 3 検証の実施と活用による再発防止
- 地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進
 - 検証報告の積極的な活用

地方公共団体が行った児童虐待による死亡事例等の検証の報告一覧(公表分)
 <平成24年度に受理した報告書>

	自治体名	発表時期	検証報告名	事例
1	京都府	平成24年3月	これからの児童虐待対策への提言	複数の重傷事例や死亡事例
2	大阪府	平成24年3月	門真市における乳児死亡事案 検証結果報告書	個別の死亡事例
3	岡山市	平成24年3月	岡山市における幼児死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
4	大阪市	平成24年3月	大阪市における小学生男児死亡事例検証結果報告書	個別の死亡事例
5	千葉県	平成24年4月	柏市における児童死亡事例の検証結果報告書	個別の死亡事例 市独自の検証
6	埼玉県	平成24年5月	児童虐待重大事例検証報告書 ～新座市9歳男児死亡事案～	個別の死亡事例
7	埼玉県	平成24年5月	児童虐待重大事例検証報告書 ～春日部市5歳男児死亡事案～	個別の死亡事例
8	横浜市	平成24年5月	平成23年度児童虐待死亡事例検証報告書	複数の死亡事例
9	東京都	平成24年5月22日	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について ～平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例 等検証部会報告書～	複数の死亡事例 と重篤な事例
10	福岡市	平成24年6月	児童虐待による死亡事例等検証報告書 (平成23年7月 1歳児死亡事例)	個別の死亡事例
11	福岡市	平成24年6月	児童虐待による死亡事例等検証報告書 (平成20年9月 6歳児死亡事例)	個別の死亡事例
12	山口県	平成24年7月	乳児死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
13	大阪府	平成24年8月	東大阪市における児童死亡事案 検証結果報告書	個別の死亡事例
14	さいたま市	平成24年9月	児童虐待死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
15	浜松市	平成24年10月	浜松市における児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
16	奈良県	平成24年10月	児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
17	名古屋市	平成24年5月	名古屋市児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
18	東京都	平成24年12月14日	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について ～平成24年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例 等検証部会報告書～	個別の死亡事例
19	千葉県	平成25年1月	児童虐待死亡ゼロに向けて ～平成23年度における児童虐待死亡事例の検証について (第3次答申)～	個別の死亡事例
20	栃木県	平成24年12月	児童の死亡事例の検証報告書	個別の死亡事例
21	広島県	平成25年2月	児童死亡事案検証報告書	個別の死亡事例
22	北海道	平成25年1月	児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
23	静岡市	平成25年3月	静岡市における児童虐待事例 検証結果報告書	個別の死亡事例
24	埼玉県	平成25年3月	朝霧市児童虐待重大事例振返り作業結果報告書	個別の死亡事例
25	三重県	平成25年3月	三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書 [2012年 桑名事例]	個別の死亡事例

※ 平成24年度に厚生労働省に報告があったもののうち、公表又は一部公表扱いがされているもの。

雇児総発 1130 第 1 号
雇児母発 1130 第 1 号
平成 24 年 11 月 30 日

各
都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただいていたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

記

1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(*)又は特定妊婦(*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

(*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成24年6月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生リスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記2及び3により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

(1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

(2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

(3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2(2)の対応をとる。

(4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

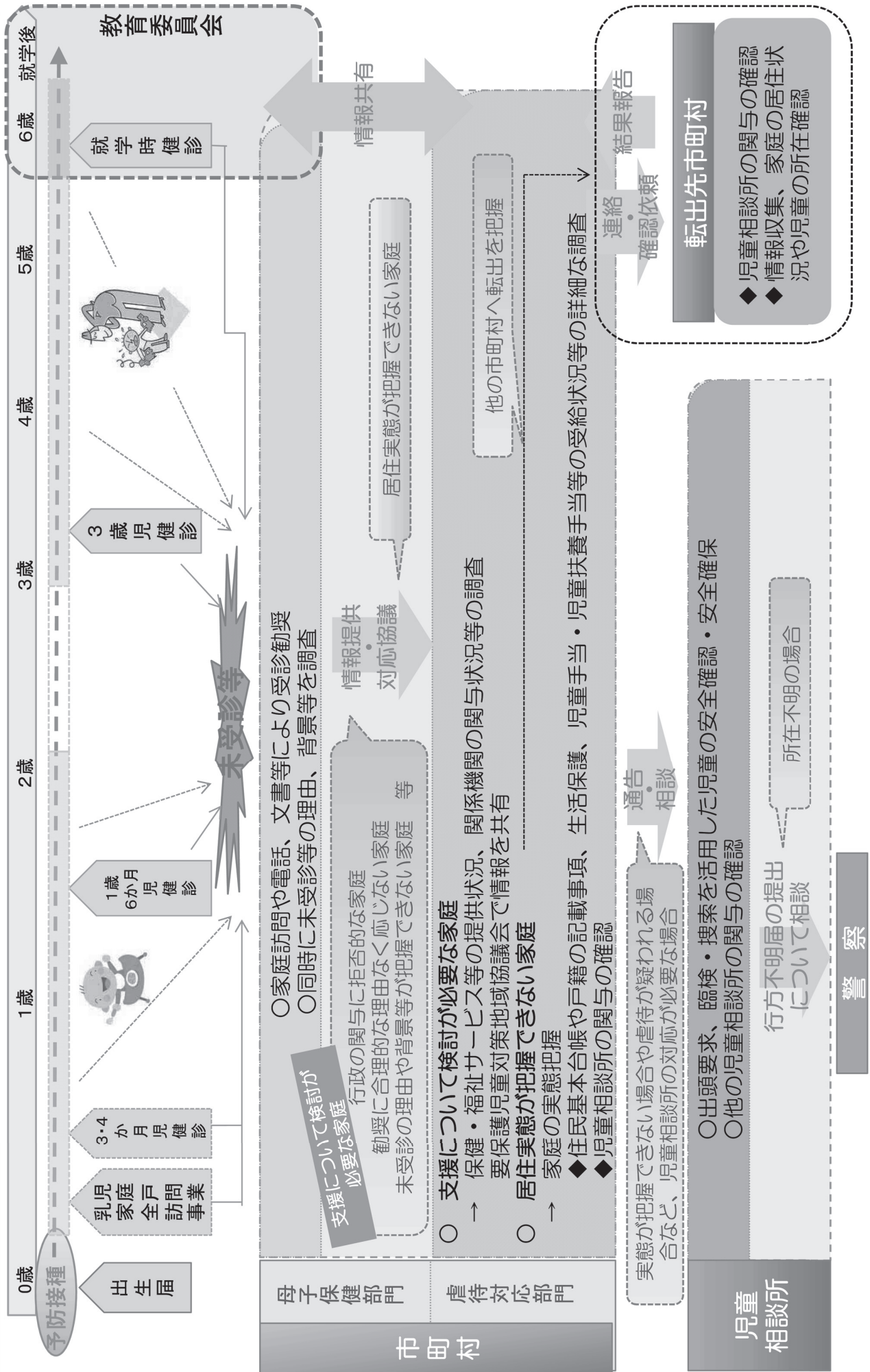
(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

別添（略）

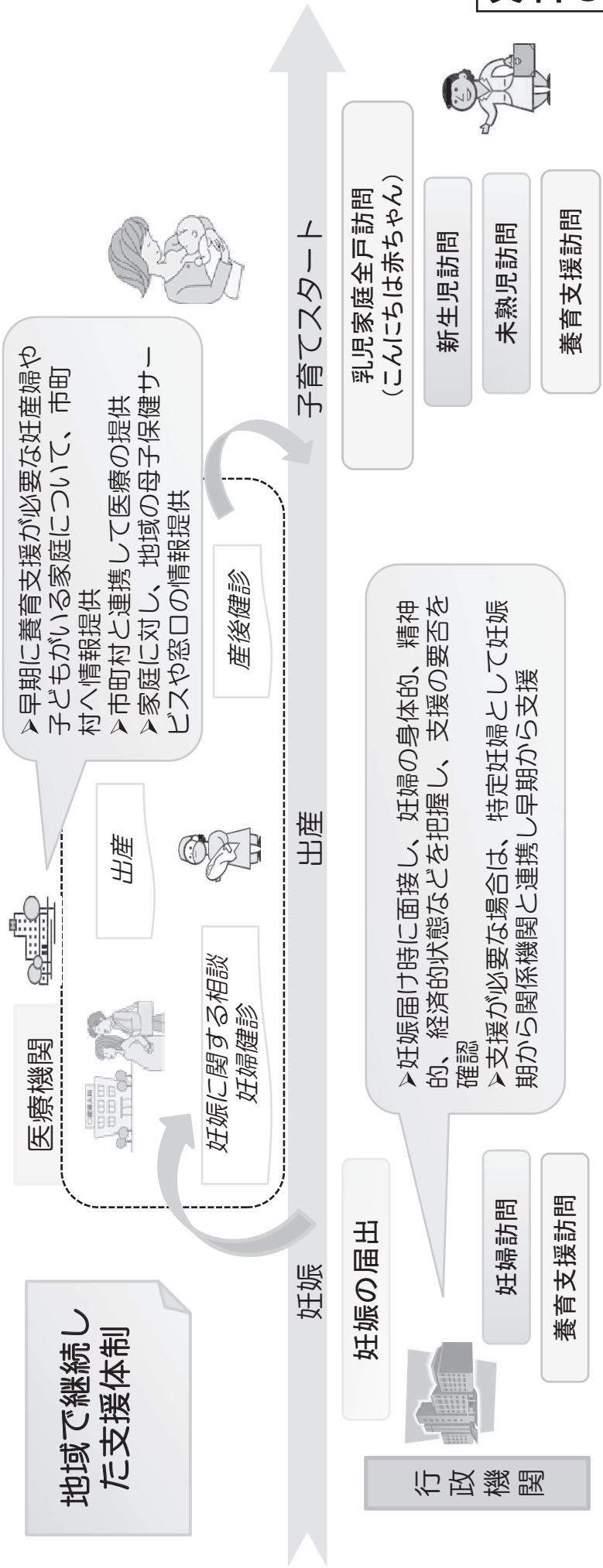
養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関間で速やかな情報共有を図ることが必要



妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る 保健・医療・福祉の連携体制の整備について

- 児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多く占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。そのため、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠・出産・育児期に関わる関係機関が、養育支援を特に必要とする母親（家庭）を早期に把握し、各関係機関が連携し早期から養育支援を行うことが必要。



平成 26 年度児童虐待防止対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室

(平成 25 年度予算額)		(平成 26 年度予算案額)
968 億円	→	1,032 億円 (※)

※ 児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた額

(() 内は平成 25 年度予算額)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 児童虐待・DV 対策等総合支援事業 | 37 億円 (36 億円) |
| ・ 児童入所施設措置費等 | 959 億円 (908 億円) |
| ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 35 億円 (23 億円) |
| ・ 児童虐待防止対策費 (本省費) 等 | 1 億円 (1 億円) |

1. 児童虐待対応機関の体制強化等

新規

(1) 都道府県による市町村への支援・連携強化

児童相談所とともに児童虐待対応に当たる市町村の対応力向上を図るため、都道府県や児童相談所の児童相談所OB等が、市町村職員とチームを組んで児童虐待防止対策に取り組むなど、都道府県（児童相談所）による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る。

【児童虐待・DV 対策等総合支援事業】

(2) 児童相談所等の体制強化

① 児童相談所の体制強化

研修の実施や専門的知識を有する学識経験者等の協力を得る等により、児童相談所の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化する。

【児童虐待・DV 対策等総合支援事業】

② 一時保護所の体制強化

一時保護所における学習指導の強化やトラブルへの対応等のため、教員・警察官OB等の配置を推進する。

【児童虐待・DV 対策等総合支援事業】

③ 一時保護所の環境改善

一時保護所における児童の状況に応じた処遇が可能となるよう居室等の個室化などの環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

④ 一時保護の充実

一時保護の充実を図るため、里親等へ一時保護委託した場合の委託費について、一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額 2,360 円）を支給する。

【児童入所施設措置費等】

（３） 児童虐待防止医療ネットワークの推進

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県等の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

（４） オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の推進

子どもの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間（11 月）におけるオレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を推進する。

【児童虐待防止対策費（本省費）】

※ この他、これまで安心こども基金において対象とされていた、地域における児童虐待防止の対応を緊急に強化するための創意工夫に満ちた取組について、特に必要な取組に対しては支援を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

2. 子どもの保護・支援、保護者支援対策の充実

（１） 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の充実など、家族再統合への取組を進めるとともに、地域において保護者指導などの家族支援を担う民間団体の育成を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(2) 家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・支援することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、小規模グループケアやグループホーム等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等】

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一部新規

(3) 被虐待児童などへの支援の充実

児童家庭支援センターの箇所数の増や退所児童等へのアフターケアを行う事業の箇所数の増を図るとともに、社会的養護を担う人材確保のため、児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費等の充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

(4) 子どもの心の診療ネットワーク事業の推進

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。

【母子保健医療対策等総合支援事業】

一部新規

(5) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

妊娠・出産等に関して悩みを持つ人からの相談や情報提供等を行う地域の相談・支援拠点として、「女性健康支援センター」に全国统一の電話番号を設けるなど相談・支援体制を充実する。

また、産科医療機関からの退院直後の母子に心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

【母子保健医療対策等総合支援事業】

（6）未成年後見人制度の普及促進

未成年後見人制度の普及促進を図るため、未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険に対する補助を行うほか、未成年後見制度の周知を図るための研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

創設 「保育緊急確保事業」（内閣府に計上）における 児童虐待防止対策関連事業の実施

現在、安心こども基金を活用して実施している児童虐待防止対策関連事業については、内閣府所管の「保育緊急確保事業」に予算を計上し、引き続き実施。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 子育て短期支援事業 など

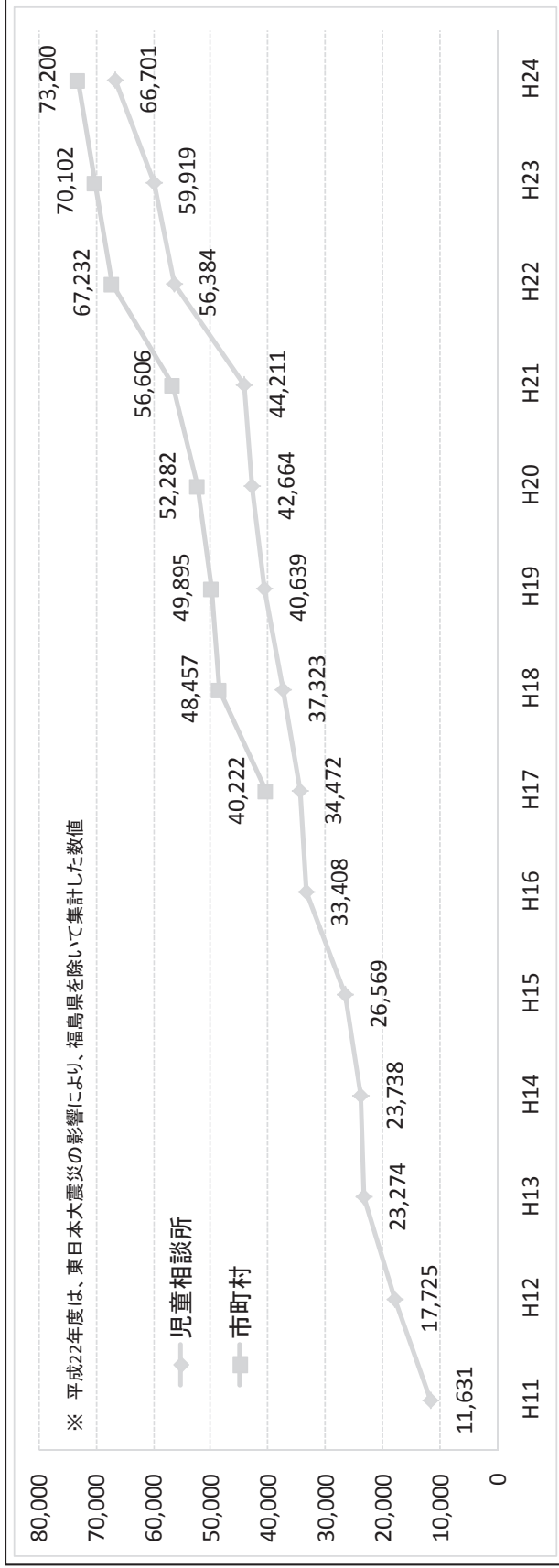
【地方交付税措置について】

児童相談所の児童福祉司について、平成25年度では標準団体（人口170万人）当たり35名が地方交付税措置されているが（平成24年度から1名増加）、平成26年度についても児童福祉司の増員を総務省に要望している。また、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関の職員の増員も要望している。

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成24年度の児童相談所の虐待相談対応件数は66,701件、市町村の虐待相談対応件数は、73,200件。
- 統計を取り始めて毎年増加し、児童相談所での場合では平成11年度の5.7倍に増加。



○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

第1次報告 (H15.7.1～ H15.12.31)	第2次報告 (H16.1.1～ H16.12.31)		第3次報告 (H17.1.1～ H17.12.31)		第4次報告 (H18.1.1～ H18.12.31)		第5次報告 (H19.1.1～ H20.3.31)		第6次報告 (H20.4.1～ H21.3.31)		第7次報告 (H21.4.1～ H22.3.31)		第8次報告 (H22.4.1～ H23.3.31)		第9次報告 (H23.4.1～ H24.3.31)																				
	虐待 死	心中	虐待 死	心中	虐待 死	心中	虐待 死	心中	虐待 死	心中	虐待 死	心中	虐待 死	心中	虐待 死	心中																			
24	—	48	5	53	24	8	58	25	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85		
25	—	50	8	58	25	8	58	25	25	50	8	58	25	8	58	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25		
例数	24	—	48	5	53	24	8	58	25	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	
人数	25	—	50	8	58	25	8	58	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

※ 第1次報告から第9次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

**児童相談所職員（児童福祉司）の増員措置について
（平成25年度 地方財政措置）**

1 児童福祉司の現状（平成25年4月1日現在）

児童福祉司数 2, 771名

（児童相談所数 207か所（平成25年4月1日現在））

（参考）

平成11年度	1, 230名
平成12年度	1, 313名
平成13年度	1, 480名
平成14年度	1, 627名
平成15年度	1, 733名
平成16年度	1, 813名
平成17年度	1, 989名
平成18年度	2, 139名
平成19年度	2, 263名
平成20年度	2, 358名
平成21年度	2, 428名
平成22年度	2, 477名
平成23年度	2, 606名
平成24年度	2, 670名

2 平成25年度における地方財政措置

児童相談所職員（児童福祉司）

地方交付税標準人口170万人あたりの児童福祉司の数

35名

（参 考）

地方交付税算定における人口170万人あたりの児童相談所職員数推移

	（児童福祉司）		（児童福祉司含む児童相談所職員総数）
平成11年度	16名	対前年度	40名
平成12年度	17名	+ 1名	41名
平成13年度	19名	+ 2名	43名
平成14年度	21名	+ 2名	45名
平成15年度	23名	+ 2名	47名
平成16年度	25名	+ 2名	49名
平成17年度	25名	—	49名
平成18年度	25名	—	50名
平成19年度	28名	+ 3名	53名
平成20年度	29名	+ 1名	53名
平成21年度	30名	+ 1名	54名
平成22年度	30名	—	54名
平成23年度	32名	+ 2名	56名
平成24年度	34名	+ 2名	58名
平成25年度	35名	+ 1名	59名

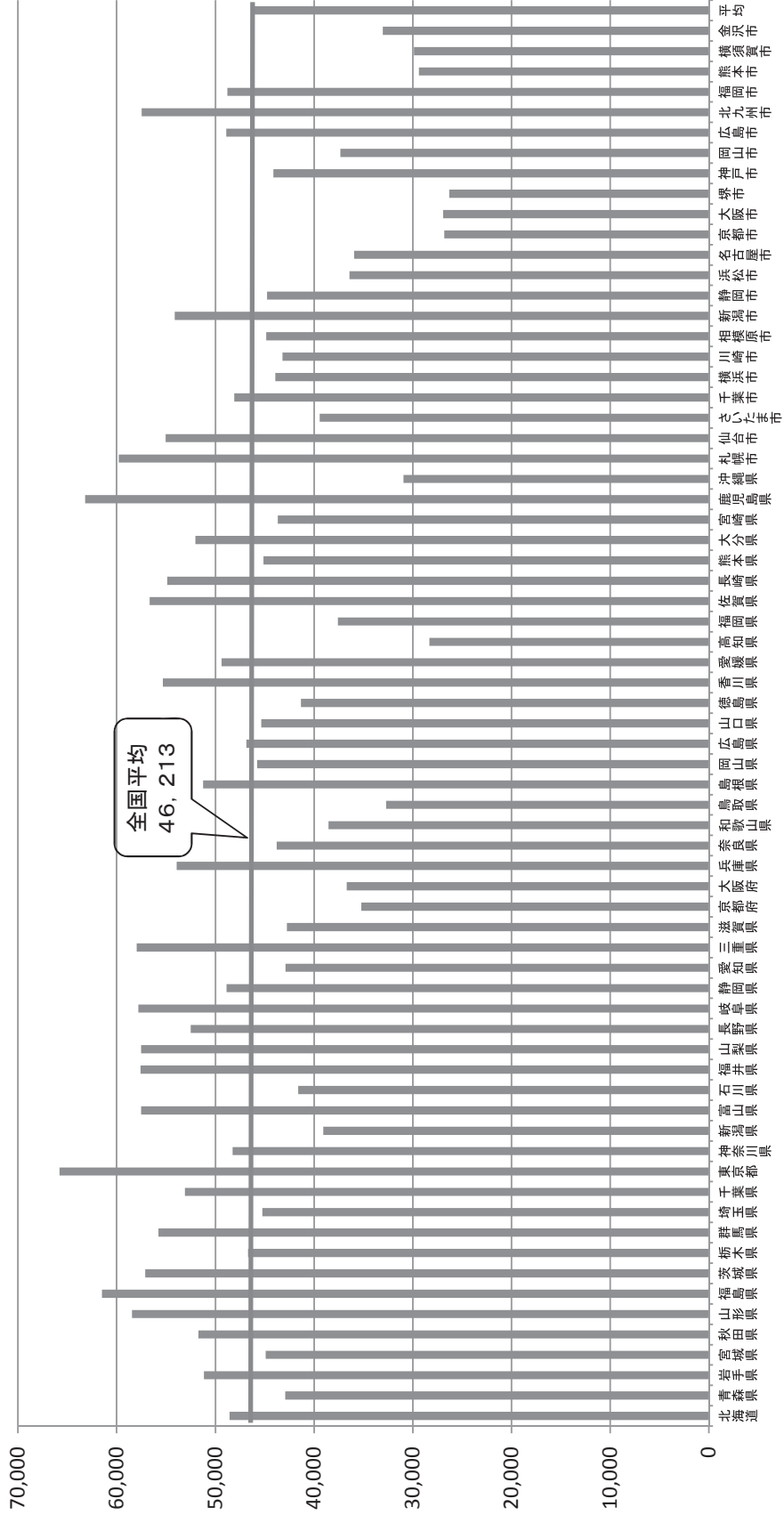
※ 児童相談所の運営経費の一般財源化について

- ・人件費 昭和25年度～
- ・運営費 昭和60年度～

平成25年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(4～7万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

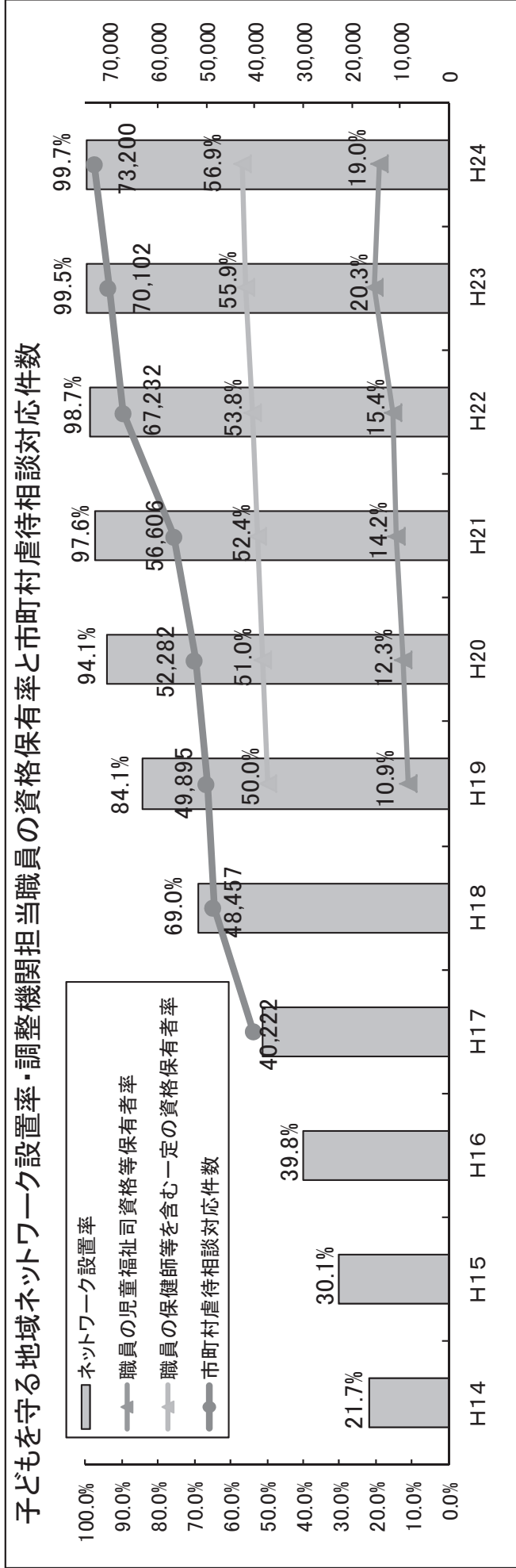
4～7万 51 自治体
4万未満 18 自治体



【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成24年4月1日現在、全市町村の98.4%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.7%)。
- 全国の調整機関の職員6,077人のうち、児童福祉司と同様の専門職の割合は、平成24年4月1日現在1,156人(19.0%)であり、配置の促進が課題(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると3,460人(56.9%)。)



※1 ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

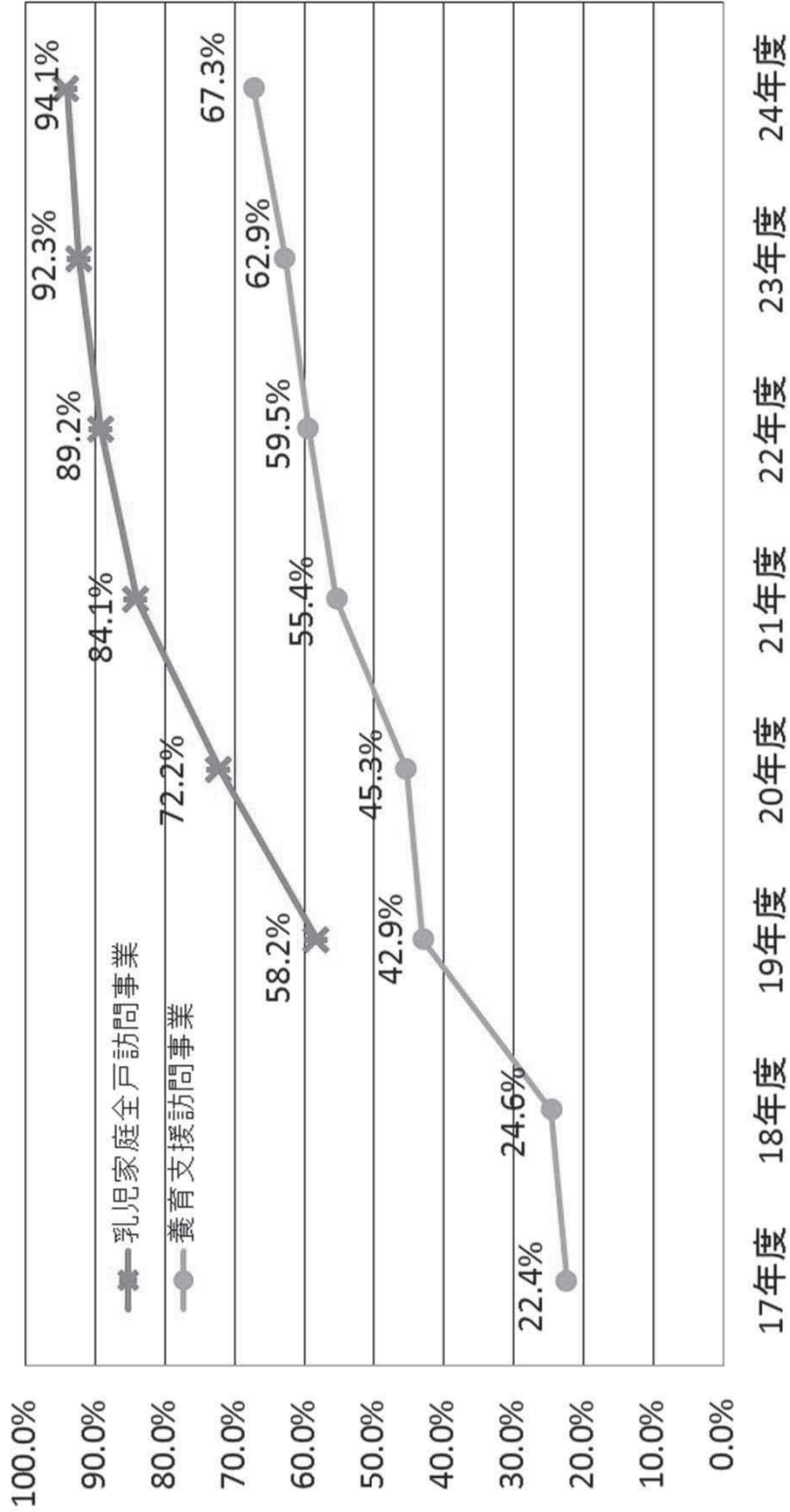
※2 平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県(仙台市を除く)の一部及び福島県を除いて集計した数値

平成24年度要保護児童対策地域協議会の担当職員について

	都道府県							合計	参考 (平成23年4月1日) ※被災3県除く
	市・区(30万以上)	市・区(10万～30万未満)	市・区(10万未満)	町	村	指定都市・児童相談所設置市	合計		
地域協議会設置数 (平成24年4月1日)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,587
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	132	220	259	99	10	24	744	701
	%	25.2%	20.9%	14.4%	5.1%	2.6%	6.2%	12.2%	13.8%
②医師	数	-	1	3	3	2	-	9	4
	%	-	0.1%	0.2%	0.2%	0.5%	-	0.1%	0.1%
③社会福祉士	数	71	112	81	58	10	12	344	276
	%	13.5%	10.6%	4.5%	3.0%	2.6%	3.1%	5.7%	5.4%
④精神保健福祉士	数	7	23	13	12	-	4	59	49
	%	1.3%	2.2%	0.7%	0.6%	-	1.0%	1.0%	1.0%
【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	数	210	356	356	172	22	40	1,156	1,030
	%	40.1%	33.8%	19.8%	8.9%	5.7%	10.4%	19.0%	20.3%
⑤保健師・助産師・看護師(①)に該当する者を除く。)	数	38	103	143	400	114	81	879	648
	%	7.3%	9.8%	7.9%	20.8%	29.4%	21.0%	14.5%	12.8%
⑥教員免許を有する者(①)に該当する者を除く。)	数	54	111	292	80	17	21	575	471
	%	10.3%	10.6%	16.2%	4.2%	4.4%	5.4%	9.5%	9.3%
⑦保育士(①)に該当する者を除く。)	数	46	107	173	119	18	50	513	418
	%	8.8%	10.2%	9.6%	6.2%	4.6%	13.0%	8.4%	8.2%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	数	38	103	125	37	4	30	337	268
	%	7.3%	9.8%	6.9%	1.9%	1.0%	7.8%	5.5%	5.3%
【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	数	386	780	1,089	808	175	222	3,460	2,835
	%	73.7%	74.1%	60.4%	42.0%	45.1%	57.5%	56.9%	55.9%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職	数	88	203	582	1,064	197	162	2,296	2,012
	%	16.8%	19.3%	32.3%	55.3%	50.8%	42.0%	37.8%	39.6%
⑩その他	数	50	69	131	53	16	2	321	228
	%	9.5%	6.6%	7.3%	2.8%	4.1%	0.5%	5.3%	4.5%
合計	数	524	1,052	1,802	1,925	388	386	6,077	5,075
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成24年4月1日現在)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移



・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。
 ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。
 ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。
 ・平成21年度以降の実施率は、雇用均等・児童家庭局総務課調。

平成24年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
滋賀県	19	18	94.7%	17	89.5%
京都府	26	24	92.3%	18	69.2%
大阪府	43	43	100.0%	41	95.3%
兵庫県	41	41	100.0%	33	80.5%
奈良県	39	38	97.4%	30	76.9%
和歌山県	30	29	96.7%	20	66.7%
鳥取県	19	19	100.0%	14	73.7%
島根県	19	19	100.0%	15	78.9%
岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%
広島県	23	23	100.0%	14	60.9%
山口県	19	19	100.0%	13	68.4%
徳島県	24	24	100.0%	17	70.8%
香川県	17	17	100.0%	11	64.7%
愛媛県	20	19	95.0%	8	40.0%
高知県	34	22	64.7%	16	47.1%
福岡県	60	60	100.0%	50	83.3%
佐賀県	20	20	100.0%	13	65.0%
長崎県	21	21	100.0%	16	76.2%
熊本県	45	42	93.3%	23	51.1%
大分県	18	17	94.4%	12	66.7%
宮崎県	26	23	88.5%	9	34.6%
鹿児島県	43	32	74.4%	16	37.2%
沖縄県	41	41	100.0%	16	39.0%
全国計	1,742	1,639	94.1%	1,172	67.3%

平成23年7月1日	1,747	1,613	92.3%	1,098	62.9%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	179	164	91.6%	121	67.6%
青森県	40	31	77.5%	13	32.5%
岩手県	33	32	97.0%	29	87.9%
宮城県	35	35	100.0%	33	94.3%
秋田県	25	23	92.0%	12	48.0%
山形県	35	35	100.0%	32	91.4%
福島県	59	52	88.1%	33	55.9%
茨城県	44	44	100.0%	34	77.3%
栃木県	26	26	100.0%	24	92.3%
群馬県	35	32	91.4%	20	57.1%
埼玉県	63	61	96.8%	41	65.1%
千葉県	54	46	85.2%	23	42.6%
東京都	62	53	85.5%	53	85.5%
神奈川県	33	33	100.0%	20	60.6%
新潟県	30	30	100.0%	21	70.0%
富山県	15	15	100.0%	9	60.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%	12	70.6%
山梨県	27	27	100.0%	24	88.9%
長野県	77	67	87.0%	44	57.1%
岐阜県	42	42	100.0%	22	52.4%
静岡県	35	35	100.0%	23	65.7%
愛知県	54	53	98.1%	39	72.2%
三重県	29	29	100.0%	22	75.9%

※雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成24年7月1日現在)

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

平成26年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長 (児福法第12条の3の定めに基づき、受講が義務づけられています)	4月22日～24日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 「要保護児童の自立支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満了した者 (各機関1名)	5月14日～15日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・児童心理治療施設医師・その他の医療機関に勤務している児童虐待に携わる医師	5月21日～22日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修企画者 養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関及び構成機関の代表等(本庁、教育委員会指導主事、保健機関職員等)指導的立場にある職員で、要保護児童対策地域協議会の強化にむけた研修の企画・実施と支援等に携わる者	6月3日～6日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司指導者 基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長もしくはこれらに準ずる職にある職員で、児童相談所経験が5年に満たない者(各児相1名)	6月24日～6月27日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年(内児童福祉司3年、もしくは児童相談所児童福祉司指導者基礎研修に参加)を満了した児童相談所児童福祉司スーパーバイザー	7月8日～11日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同研修 (山形県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、児童虐待対応経験通算1年を満了した者	7月24日～25日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	山形県
教育機関・児童相談所職員 合同研修	学校や教育委員会で、児童虐待対応に携わる者(経験年数の枠なし)／児童相談所職員で虐待対応経験通算3年を満了した者 *教育機関40名、児童相談所40名(各児相1名)	8月5日～6日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待対応保健職員 指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師・助産師・看護師(保健所に勤務する保健師・助産師・看護師も含む)	8月26日～29日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満了した児童相談所児童心理司スーパーバイザー	9月2日～5日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童心理治療施設職員 指導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任心理士、主任保育士等で、児童福祉施設経験通算3年を満了した者	9月24日～26日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	都道府県及び政令市・中核市並びに市町村等において、児童虐待防止対策、母子保健対策、精神保健福祉対策等に従事している中堅保健師、助産師(実務経験5年以上)。児童相談所に勤務する保健師等。 (虐待事例への支援経験を有することが望ましい)	10月6日～10日 (5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所長研修<後期>	新任児童相談所長 (<前期>研修と併せての受講が義務づけられています)	10月7日～9日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同研修 (滋賀県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、児童虐待対応経験通算1年を満了した者	10月16日～17日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	滋賀県
母子生活支援施設職員 指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員など指導的立場にあり、児童福祉施設経験通算3年を満了した者(各施設1名)	11月5日～7日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にあり、児童福祉施設経験通算5年を満了した者(各施設1名)	11月18日～21日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
市区町村虐待対応指導者研修	市区町村児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満了した者(各機関1名)	12月2日～4日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上5年以下の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する者	11月12日～14日 (3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、グループホーム等の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場にある職員で、児童福祉施設経験通算5年を満了した者 *乳児院20名、母子生活支援施設20名、その他の施設50名(各施設1名)	12月16日～18日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある者	1月13日	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童福祉施設職員 合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験通算3年を満了した者 *児童相談所40名、児童福祉施設40名(各施設1名) *児童福祉施設職員については、ファミリーソーシャルワーカーの参加を優先	1月13日～16日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司・児童心理司・ 一時保護所職員等合同研修	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員で、児童相談所経験通算3年を満了した中堅職員及び児童相談所医師等 *児童福祉司30名・児童心理司30名・一時保護所職員30名・児童相談所医師等	1月27日～29日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験通算5年を満了した者	2月3日～6日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童福祉施設心理担当職員 合同研修	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設で児童福祉施設心理職経験通算3年を満した心理職/乳児院、母子生活支援施設で児童福祉施設心理職経験通算1年を満した心理職 *乳児院20名、母子生活支援施設20名、その他の施設80名（各施設1名）	2月17日～19日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 「家族への支援一週産期の支援を中心に」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満した者（各機関1名）	3月3日～4日 （2日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉関係職員長期研修 （Web研修）	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	6月11-12日、 3月12-13日、 1月1回	子どもの虹 情報研修センター	—
児童相談所児童福祉司SV ステップアップ研修	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	11月12-13日 2月25-26日	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
新任施設長研修（前期）	平成25年4月以降に着任した児童自立支援施設長（着任予定の者） ※前後期とも必修	5月14日～16日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任施設長研修（OJT）		5月17日～9月28日	各職場	—
新任施設長研修（後期）		9月29日～10月1日 （3日間）	国立武蔵野学院	さくら市
スーパーバイザー研修	児童自立支援施設の職員であって、スーパーバイザー又は指導的立場にある者	6月10日～13日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 コースⅠ 「ライフストーリーワーク」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	10月21日～24日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 コースⅡ 「支援困難事例への対応」		1月20日～23日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 コースⅢ 「女子児童の支援」		1月26日～1月30日 （5日間）	国立武蔵野学院	さくら市
中堅職員研修 短期実習コース①		11月17日～21日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
中堅職員研修 短期実習コース②		11月25日～28日 （4日間）	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（前期） ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務職経験が原則2年未満の者	5月28日～30日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（OJT）		5月31日～12月2日	各職場	—
新任職員研修（後期）		12月3日～5日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）①		6月23日～27日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）②		7月7日～11日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）③		7月28日～8月1日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）④		5月19日～23日 （5日間）	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（短期実習コース）⑤		6月16日～20日 （5日間）	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（長期実習コース）		8月上旬～下旬 （3週間程度）	国立武蔵野学院	さいたま市・さくら市
児童相談所一時保護所指導者研修①		児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	2月4日～6日 （3日間）	国立武蔵野学院
児童相談所一時保護所指導者研修②	2月18日～20日 （3日間）		国立武蔵野学院	さいたま市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	1月7日～9日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童自立支援施設現場研修	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	11月4日～7日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
研修指導者養成研修 （Bコース） 「子どもの発達とアセスメント」	都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長）が推薦する者	9月3日～5日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
研修指導者養成研修 （Cコース） 「家庭支援とソーシャルワーク」		12月17日～19日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
研修指導者養成研修 （Fコース） 「施設の小規模化及び 家庭的養護の推進とその充実」		9月17日～19日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉司資格認定通信課程	都道府県・政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は平成26年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間の通信教育及びスクーリング（9月29日～10月3日 *5日間）	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町



乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD
「赤ちゃんが泣きやまない」
 ～泣きへの対処と理解のために～
 について

(1) DVDについて

児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome 以下「SBS」)を予防するため、赤ちゃんの泣きへの対処の仕方、SBSの発生メカニズムやその影響などを11分間で解説したものであり、以下の三部で構成されている。平成25年3月に完成。

- ①「赤ちゃんは泣くのが仕事」
- ②無理に泣きやませようと、激しく前後に揺さぶった場合の影響
- ③赤ちゃんの泣きへの対処法



(2) DVDの配布先

全国の都道府県、市町村、児童相談所、保健所

(3) 各自治体におけるDVDの活用の場合

- ・出産前の両親学級・母親教室等
- ・乳幼児健診
- ・出産後の育児教室等
- ・乳児家庭全戸訪問事業 など
- ・新生児訪問事業

(4) DVDを活用した評価事業の実施

全国117の市区町村(任意の協力)において、DVDを活用した啓発活動を行い、DVDを視聴した者(例:妊婦など)にアンケート調査を実施し、効果等を分析。

(5) DVDの一般公開

平成25年11月18日から厚生労働省ホームページ 動画チャンネル(youtube)で公開中。

児童相談所全国共通ダイヤルについて

共通ダイヤル設置の背景

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見される。
- また、相談者の利便性向上のため、どこかの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口
に電話が繋がる仕組みの導入も強く求められている。
- このため、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せず
に児童相談所に相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童
相談所全国共通ダイヤル」を平成21年10月1日より開始。

共通ダイヤルの概要

1. 共通ダイヤルの番号

0570-064-000

- ※ 一部のIP電話からはつながりません。
- ※ プッシュ番号が出せない電話からは郵便番号等の入力ができません。
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。
(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がア
ウンスされます。)
→ 加入率 95.7% (平成24年9月20日現在)

2. 仕組み

1. の番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話から発信した場合
ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

児童相談所全国共通ダイヤルの入電数の推移

